

平成25年（行ク）第17号 執行停止申立事件

（本案・平成25年（行ウ）第45号 不当労働行為救済命令一部取消請求事件）

決 定

申立人 大阪府

相手方 大阪府

上記代表者兼処分行政庁 大阪府労働委員会

主 文

- 1 本件申立てを却下する。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

理 由

第1 申立て

大阪府労働委員会が同委員会平成23年（不）第42号事件について平成25年1月21日にした命令中、主文第2項の命令の効力を本案事件の判決確定まで停止する。

第2 事案の概要

大阪府労働委員会（以下「府労委」という。）は、申立人（以下「府」ということがある。）が、組合員の労働条件等に関する大阪教育合同労働組合（以下「教育合同」という。）からの団交申入れに対し、交渉参加者名簿を事前に提出しないことを理由にこれを拒否したことは、教育合同の組合員のうち労働組合法（以下「労組法」という。）の適用のある者に関する限り、正当な理由のない団交拒否として労組法7条2号の不当労働行為に当たると判断し、平成25年1月21日、別紙1のとおり、主文第2項記載の文書（以下「本件文書」という。）の手交を命ずる救済命令を発した（以下「本件命令」という。）。

本件は、本件命令主文第2項の取消しを求める訴訟（以下「本案事件」という。）を提起した申立人が、行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）25条2項に基づき、本案事件の判決確定まで本件命令の効力の停止を求める事案である。

申立ての理由は別紙2「執行停止申立書」、別紙4「反論書」及び別紙6「反論書(2)」に、相手方の意見は別紙3「意見書」及び別紙5「意見書2」に各記載のとおりである。

第3 当裁判所の判断

- 1 一件記録によれば、以下の事実を一応認めることができる。
 - (1) 教育合同は、主に教育に関係する労働者により組織され、その組合員数は、平成24年12月現在、約330名である。

教育合同の組合員には、①公立学校に勤務する教員や事務職員等、地方公務員法の適用がある者（以下「地公法適用者」という。）、②公立学校に勤務する非常勤講師、非常勤特別嘱託員、私立学校に勤務する職員等、労組法の適用がある者、③公立学校の校務員など、単純な労務に雇

用される一般職に属する地方公務員等，地方公営企業等の労働関係に関する法律の規定により労組法の適用がある者（上記②及び③を，以下「労組法適用者」という。）があり，適用法規の異なる労働者で構成される労働団体（いわゆる混合組合）に該当する。

(2) 教育合同は，平成4年から21年までの間，毎年10月又は11月に，大阪府教育委員会（以下「府教委」という。），又は府教委及び府に対し，組合員のうち労組法適用者と地公法適用者を区別することなく，当該年度の労働条件等について団体交渉を申し入れていた。

(3) 府教委教育長は，平成14年11月22日，各市町村教育委員会教育長に対し，勤務時間中の適法交渉について法令の趣旨に添った適切な対応を求める通知を発し，同通知には，職員団体から提出を受けるべき交渉参加者名簿の様式が添付されていた。

教育合同は，同年12月13日，府教委に対し，同月16日に実施予定の団体交渉に参加する交渉員の氏名，所属校，職免申請時間等が記載された交渉参加者名簿を提出した。その後，教育合同は，平成16年から21年までの間，府教委に対し，毎年交渉終了後に同様の交渉参加者名簿を提出した。

(4) 教育合同は，平成22年11月25日，府教委及び府に対し，例年と同様に団交事項等を記載した団交申入書を提出し（以下「本件団交申入れ」という。），同日，府教委との間で折衝を行った。府教委は，その席上，①交渉時間を2時間とすること，②交渉出席予定者名を事前に知らせ，名簿を事前に送付すること，③発言者は名前と所属を名乗ることを要請し，交渉中に食事や自由な出入りをするに対する苦言を述べた。

これに対し，教育合同は，同年12月9日付けで，発言者の自己紹介を行うことと，交渉中の食事を控えることは了承するが，交渉時間は従前どおりとし，出席者の事前報告は不可能であるとする回答書を府教委及び府に提出した。その後も，府教委と教育合同の間で折衝が重ねられ，府教委は，地方公務員法55条5項及び6項に則り，交渉員に指名する者を事前に通知するよう要求したが，教育合同は，事前報告は物理的に不可能である等の理由でこれを拒否し続けた。

(5) 府教委は，平成23年2月23日，教育合同に対し，交渉参加者名簿の提出がない限り，定期交渉は行えない旨の通知をした（以下「本件団交拒否」という。）。

教育合同は，同年3月7日，府労委に対し，本件団交申入れに係る団体交渉の開催を調整事項とするあっせんを申請したが，府は，同年5月27日，あっせん申請を辞退する旨の「辞退書」を府労委に提出した。

教育合同は，同年6月16日，府労委に対し，本件団交拒否が不当労働行為に当たるとして，団交応諾及び陳謝文の掲示を救済内容とする不当労働行為救済申立てをした。

府労委は，平成25年1月21日，教育合同の救済申立てのうち，地

公法適用者である臨時的任用職員に関する申立てについては、申立人適格を否定してこれを却下するとともに、その他の労組法適用者に関する申立てにつき、正当な理由のない団交拒否に当たると判断して本件命令を発し、申立人に対し、主文第2項記載のとおり本件文書の手交を命じた。

教育合同は、本件命令主文第2項について、緊急命令を申し立てていない。

- (5) なお、教育合同は、平成23年9月1日及び同年10月31日、府教委度び府に対し団体交渉を申し入れたところ、府教委は、事前に交渉参加者名簿の提出がないまま、これに応じた。

2 判断

- (1) 行訴法は、処分の取消しの訴えの提起によっても処分の効力、執行又は手続の続行を妨げないことを原則としつつ（25条1項）、「重大な損害を避けるため緊急の必要がある」ことを要件として、例外的にその執行等を停止することとしている（同条2項）。そして、上記「重大な損害」が生じるか否かの判断に際しては、損害の回復の困難の程度を考慮し、損害の性質及び程度並びに処分内容及び性質をも勘案するものとされている（同条3項）。

- (2) そこで、本件命令の執行等により申立人に生じる損害について検討する。

ア 申立人は、本件命令の執行により、本件文書の手交に応ずることは、実質的に従前の主張の撤回と謝罪の意思表示にほかならず、その事実を本案事件の勝訴判決後に取り消すことが不可能であることから、重大な損害を避けるため緊急の必要がある旨主張する。

しかし、本件文書の内容は、府労委が不当労働行為と認定したことを前提に申立人が同種行為を繰り返さないことを表明するに止まり、申立人がその主張の誤りを自発的に認めて撤回したり、まして謝罪するものではないことが明らかである。確かに、申立人が本案事件で不当労働行為に該当することを争っているにもかかわらず、本件命令の執行停止を受けられないため、本件文書の手交に応ずることで一定の心理的効果を受けることは否定できないが、本件命令は、本件文書の掲示ではなく、手交を命ずるに止まっているから、その効果は限定的であるし、最終的に本案事件で勝訴が確定すれば、本件文書の手交を余儀なくされたことは実質的にその意味を喪失すると評価できる。そして、過去に本件文書を手交した事実自体を取り消し得ないことで申立人に生じる損害とはいかなるものかについて、具体的な疎明はなく、また、損害の内容が看過し難いとも、損害の程度が著しいとも認め難く、回復が困難であると認めることもできない。

なお、申立人は文献を引用して、謝罪文や誓約文の手交等を命じる救済命令については使用者側に回復の困難な損害を被るおそれがある

場合に当たると解されている旨主張するが、先に述べたとおり、本件文書は謝罪や誓約を内容とするものではないから、その前提を異にするし、当該引用部分は、労働者側が緊急命令の申立てをした場合の必要性判断において考慮すべき事情を述べている部分であって、本件に適切でない。

イ 申立人は、本件命令の執行により、本件文書の手交に応じれば、教育合同からの団交申入れに応じざるを得なくなり、もし応じなければ新たな救済命令申立てを招くおそれがあるとして、重大な損害を避けるため緊急の必要がある旨主張する。

しかし、申立人は、本件命令の取消しを求めて本案事件を提起し、その敗訴が未だ確定したわけではないから、現時点で本件命令の執行停止を受けることができないため本件文書の手交を余儀なくされるか否かにかかわらず、今後も、自己の主張があくまでも正当と考えて、府労委から再度救済命令を受けて取消訴訟において敗訴する危険をも甘受した上で、教育合同からの新たな団交申入れに対し同様の対応をとることはできる。また、その結果として新たな救済命令申立てを招いたとしても、申立人に生ずる負担は、府労委の手續に対応する労力を割かれる程度であり、これをもって、損害の程度が著しいとも、回復が困難であるともいうことはできない。

上記アで述べたとおり、本件文書の手交を余儀なくされることにより、同じ理由により上記団交申入れを拒むことが困難になる心理的効果が仮に生ずるとしても、申立人が教育合同と団体交渉を行うこと自体によって、重大な損害が生ずることの疎明はない。

ウ 申立人は、本件命令の執行により、本件文書の手交に応じた場合、府教委が当局となる職員団体には労組法適用者の組合員を含むものが大半であるため、その割合が僅少であっても、救済命令の申立てが可能になり、府教委の事務執行上、極めて重大な支障を生じるとして、重大な損害を避けるため緊急の必要がある旨主張する。

しかし、たとえ労組法適用者の組合員を含む職員団体が救済命令の申立てを行うようになったとしても、それは本件命令が発令されたことによるものであって、申立人が本件命令の執行停止を受けられないため本件文書の手交を余儀なくされたこととは関係がないし、仮に救済命令申立てがあったとしても、上記イで述べたとおり、それに伴う負担が著しいとも、回復が困難なものであるともいうことはできない。

エ 申立人は、本件命令の執行が停止されない限り、本件命令に速やかに従わないことが客観的に違法とみなされ、申立人における正当な行政判断の継続性を侵害することになる上、教育合同のセンセーショナルな宣伝活動や抗議行動が継続し、事務執行に多大な支障が生じるとして、重大な損害を避けるため緊急の必要がある旨主張する。

しかし、本件命令は申立人に対し本件文書の手交を命ずるものに止

まり、暫定的に申立人と教育合同との間で当該行為の不当労働行為該当性を争えなくする効果はないから、申立人は本件命令が違法であるとして本案事件を提起し、その取消しを求めて争っている以上、申立人が正当と考える行政判断を継続することを何ら妨げない。教育合同の活動により申立人の事務執行に多大な支障が生じるとの疎明もないし、仮にその活動が活発化するとしても、それは本件命令が発令されたこと自体の影響によると認められ、本件命令の執行により本件文書の交付を余儀なくされることとは関係がないことは、上記ウで述べたのと同様である。

また、本件文書の手交を命ずる本件命令に従わないことが客観的に違法とみなされると主張する点についても、労組法28条によれば、本件命令が確定判決によって支持されるまでは罰則の制裁を課されることはないし、申立人が本案事件で勝訴すれば終局的に本件命令の効力を取り消すことができることからすれば、本件命令の執行を現時点で停止しなければ重大な損害が生ずるとは認めがたい。

オ 以上のとおり、本件命令の執行等により生ずる損害に関する申立人の主張は、いずれも理由がない。その他、一件記録を精査しても、本件命令の執行等によって申立人に重大な損害が生ずるおそれがあるとは認められず、それを回避するための緊急の必要性もまた認められない。

(3) なお、申立人は、本件命令が明らかに不適法なもので、本案事件の判決により取り消される蓋然性が極めて大きい点にも留意すべきであるとも主張するが、本件命令が本案事件の判決により取り消される蓋然性がどの程度あるかは「本案について理由がないとみえるとき」に当たるか否かを判断する際に考慮すべきであり、また、一件記録によっても、現時点において、本件命令が取り消される蓋然性が極めて大きいとの疎明はない。

(4) 以上によれば、本件申立ては、その余の点について判断するまでもなく理由がないから、これを却下する。

平成25年6月17日

大阪地方裁判所第5民事部

(別紙略)